

平成21年度国民年金免除申請

7月1日から受付開始

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の納付が免除される制度があります。（※任意加入被保険者は対象になりません。）

申請に必要なもの

- 年金手帳
- 印かん（本人が自署する場合は不要）
- 世帯外の人が代理で申請する場合は委任状
- 失業などを理由とするときは、雇用保険受給資格者証（コピー可）等
- 他の市町村から転入された方は、前年の所得証明書（審査に必要なすべての方の分の承認期間中に納める保険料

一方の申請免除は、本人・配偶者・世帯主それぞれの前年の所得に応じて、下の表の通り4段階の免除制度と、30歳未満の方には本人と配偶者の所得審査で保険料が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。学生の方には、本人の所得審査で保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。



免除制度	申請できる年齢	前年所得の審査対象者	承認期間中に納める保険料
全額免除	20～60歳	本人・配偶者・世帯主	0円
4分の3免除 (4分の1納付)	20～60歳	本人・配偶者・世帯主	3,670円
半額免除 (2分の1納付)	20～60歳	本人・配偶者・世帯主	7,330円
4分の1免除 (4分の3納付)	20～60歳	本人・配偶者・世帯主	11,000円

免除申請が遅れるとどうなるの？

免除申請が遅れると、遺族基礎年金又は障害基礎年金が受給できない場合があります。免除をご希望の方は、お早めに申請ください。

継続申請について

全額免除及び納付猶予の申請時に、翌年度以降も引き続き全額免除又は納付猶予に該当する場合は、継続申請を希望することができます。継続申請を希望された方で、前年度に全額免除又は納付猶予が承認された方は、申請書を提出する必要はありません。免除の結果通知書が届くのを待ちください。

なお、平成21年度の所得申告をされていない方は早めに所得申告を済ませてください。所得の審査ができないため決定が遅れたり、継続申請が取り消されたりする場合があります。

又、平成21年1月2日以降に他市町村からつるま市に転入された方で、前住地において継続申請を希望された方は、所得審査に時間を要します。早めの決定をご希望の場合は前住の市町村から所得証明を取り寄せて、

改めてつるま市に申請を出されることをお勧めします。

継続申請の方が納付を希望する場合は、継続申請取下申出をしないと納付書が送られません。また全額免除ではなく一部免除を希望される場合も継続申請取下申出書の提出が必要です。年金課窓口でご相談ください。



夜間年金相談及び日曜年金相談のご案内

☆☆ 本庁のみ実施 ☆☆

7月は水曜日を除く平日午後7時まで窓口事務を延長しています。

又、7月12日(日)と7月26日(日)の午前9時から午前11時まで『日曜年金相談』を実施します。日中のお仕事で時間のとれない方、免除希望の方はご利用ください！

※「年金相談」希望の方は、社会保険事務所へ年金記録の確認をあらかじめ行っておきますので、できるだけ事前にお電話でご予約ください。